

あなたの権利を守る、まちの安心サポート ～後見センターまるがめ～

後見センターまるがめでは、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを利用して、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、下記の事業に取り組んでいます。

- (1) 成年後見制度に関する広報啓発
- (2) 成年後見制度等権利擁護に関する相談
- (3) 成年後見制度利用に伴う申立て支援や受任者調整
- (4) 市民後見人候補者の登録、受任調整及び市民後見人への活動支援
- (5) 継続的な権利擁護支援
- (6) 関係機関等と連携ネットワークの構築

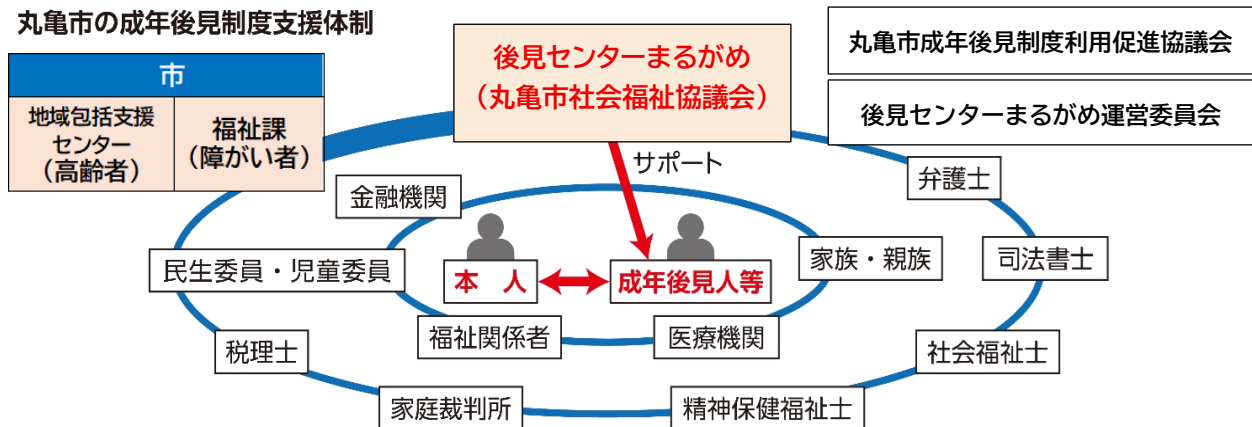


●地域連携ネットワーク構築と支援のしくみづくり

成年後見制度の地域連携ネットワークは、認知症や知的障がいなど判断能力が不十分な方々が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、制度の理解や啓発に向けて協議を行い、ご本人を支援するためのしくみです。

中核機関がコーディネート役を担い、弁護士・司法書士・社会福祉士や医療・介護・福祉関係者、金融、生活サービス、司法、行政などさまざまな分野の参画による協議の場（成年後見制度利用促進協議会）を通じて成年後見制度の地域連携ネットワーク構築を進めます。

丸亀市の成年後見制度支援体制



★成年後見制度とは

▶法定後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。後見類型は、後見・保佐・補助があります。

▶任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に、どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ任意後見人になってもらいたい人と契約により決めておく制度です。